

下水道小委員会の議事運営について（案）

社会資本整備審議会河川分科会に設置される下水道小委員会については、社会資本整備審議会河川分科会運営規則によるものとする。

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に設置される下水道小委員会の運営については、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則によるものとし、これに定めがない事項については、下記の通り進めることとする。

記

1. 小委員会は、委員等の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2. 小委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。